

議案第 28 号

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 12 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年墨田区条例第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表の」を「別表に」に改め、同条第 3 項中「報酬は」を「報酬
の額は」に、「報酬額」を「報酬の額」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 前 3 項の規定にかかわらず、墨田区選挙管理委員会が管理する選挙の更正決定又
は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）を開く場合におけ
る更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、次のとおりとする。

選挙長 6,000 円

選挙立会人 5,000 円

5 前項各号の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとの定額とする。ただし、2 以上の
更正決定等選挙会を同日に開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、
1 の更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額を超えることができない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

墨田区選挙管理委員会が管理する選挙において、更正決定又は繰上補充に係る選挙
会を開催した場合に、選挙長及び選挙立会人に支払う報酬の額を新たに設けるほか、
所要の規定整備をする必要がある。